

2月25日（第1日）

2月25日(木) 第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
消防長	丸石正男	企業局長	木下隆
教育次長	小栗賢		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第13号 江田島市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案について
日程第6	議案第14号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第15号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条

例案について

- 日程第 8 議案第 1 6 号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 1 7 号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 市有財産の処分について
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 市道の路線廃止について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

議員、また執行部の皆さん、早朝から御出席御苦勞さまでございます。

また、傍聴者の皆様方は、早朝より傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月15日に国内最初の感染者が確認されてから1年と1か月余りとなります。これまでに様々な対策をとってまいりました。ことし1月7日には、2度目となる緊急事態宣言が発令されております。国内でのワクチン接種は始まったばかりでございます。皆様はこれまでどおり、3つの密、これを徹底して回避いただき、マスクの着用、手洗い、せきのエチケットを徹底して、感染しないよう皆さん協力して頑張っていたきたいと、このように思います。

また、本会議では新年度令和3年度予算審査がございます。限られた財源の中で、真に必要な予算かどうか、また江田島市民の生活を守り抜く予算であるかどうか、御審議をいただきたいと、このように思います。御協力のほど、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和3年第1回江田島市議会定例会を開会いたします。

出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和3年第1回江田島市議会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。

また、早朝より定例会の傍聴にお越しをいただいた皆様に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、一昨年11月中華人民共和国湖北省武漢市で発症いたしました新型コロナウイルス感染症は、依然として猛威を振るっており、昨日2月24日現在、世界中で1億1,210万人を超える感染者と248万5,000人もの方が亡くなるという事態に至っております。この収束に向けての希望の第一歩となりますワクチンの接種が現在105の国や地域で進められており、国内においても10都府県で緊急事態宣言が継続される中、医療従事者への先行接種が2月17日から開始をされました。本市におきましても、広島県及び市内医療機関と連携し、4月以降の高齢者の皆様へのワクチン接種に向けた体制整備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みも1年余りを経過しております。高齢者の方が多い本市において、医療従事者の皆様をはじめ、福祉・介護の現場で働く皆様の取り組みには頭の下がる思いがいたします。本当に感謝をいたしております。事業者の方々、市民の皆様の御苦勞に対しましては、さきに成立いたしました国の補正予算による地方創生臨時交付金などを活用しながら、精いっぱい支援に努めてまいります。皆様には自分自身のため、そして大切な人のためにも一人一人がしっかりとマスクの着用、うがいと手洗いの励行、3密回避を守り、新しい生活様式による感染対策の徹底をお願いをいたします。引き続きお互いが助け合い、励まし合い、希望を持って頑張ってください。

このような中、編成をいたしました令和3年度予算案につきましては、私の2期目の最初の予算でございます。新型コロナウイルス感染症への対応に全力で取り組むとともに、仕事の創出、子育てしやすい環境づくり、及び健康寿命の延伸の3つの重点テーマを掲げ、引き続き「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに取り組んでまいります。その内容につきましては、あす26日に予定をしております市長施政方針の中で御説明させていただきます。

地方分権改革の推進による平成の大合併から20年、本市の誕生から17年目を迎えております。現在国においては少子高齢化の急速な進展による様々な社会的課題に対する解決策の構築を迫られております。さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、私たちの日常生活に大きな影響を与えるとともに、社会構造の再構築を迫られるものとなりました。地方行政制度は新たな変革の時期を迎えようとしております。次代に引き継ぐまちづくりを見据えて、この時期に3代目市長として江田島市のかじ取りを担うことの重責を日々感じながら、そのやりがいにも期するものがございます。

我がふるさと江田島市には多くの宝がございます。市民の皆様にお話を伺いますと、瀬戸内の穏やかな海に抱かれた豊かな自然、そして気持ちの温かい人との触れ合いに恵まれた暮らし、これこそが江田島市の宝ですとお一人お一人のお言葉、表現にこそ違いがあるものの、多くの方からこのような思いを聞かせていただいております。豊かな自然と温かな人、私自身もその宝に触れ、年を重ねるごとにふるさとへの思いを強くし、多くの方々との出会いに感謝しつつ、江田島市をよりいいまちにしたいとの思いで日々努めております。

そして今年に入りましてまた多くの宝に出会う機会に恵まれました。去る1月15日、16日の2日間、地域おこし協力隊の牛尾奈緒子さんの企画による、江田島市民がPR大使！撮影会が開催されました。これは誰かが江田島市のことを話したり、SNSなどで投稿すれば、それは市のPRにつながっているということは、市のことを一番よくわかっている市民の皆さんが市民PR大使なのではないかという思いから立ち上げた企画でございます。真冬の、しかも港での撮影会に本市の魅力発信を行うための取り組みに2日間で62組、150人もの市民の皆さんに御協力をいただきました。小さなお子様を連れた御家族、職場の仲間やお友達、民泊受け入れ家庭の皆さん、多くの方々が創意工夫を凝らし、大好きな江田島をもっともっと元気にするぞという熱い思いと、心温まる笑顔あふれる撮影会でございました。この模様は、江田島市魅力発信プロジェクト事業として、テレビ番組の中でも紹介をされましたので、ごらんいただいた方もあるのではないのでしょうか。このプロジェクトは、テレビ新広島の人気番組、「ひろしま満点ママ」や「プライムニュース」などの中で、食や体験、そして人にスポットを当て、2月8日から1週間にわたり、本市の魅力を情報発信したもので、様々な番組で紹介される市民の皆さんのお姿に元

気をいただきました。

私は、常々皆様に、私の夢は日々の仕事を通じて、市民の皆様から、江田島市にはたくさんの宝があるけれども、市役所の職員が宝だと言ってもらえることであると話をしております。それは市民の皆様からそう言っていただいたときには、必ずやこの江田島市はいいまちになっていると確信をするからであります。このことを職員と共有し、この1年でこれからも職員とともに日々精進をしていきたい、このように考えております。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では企業誘致に伴います市有財産の処分についてほか、新型コロナウイルス感染症対策のための支援策に関する補正予算など、当面する市政の重要案件につきまして、御審議をお願いすることといたしております。これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書1ページ、1項目めでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る保健師の派遣についてでございます。

広島県と締結いたしました派遣協定に基づき、令和2年12月19日から22日まで、及び令和3年1月5日から8日までの計8日間、本市から広島市保健所に保健師2名を派遣いたしました。派遣先では、感染者の方の行動履歴を電話で聞き取るなどの積極的疫学調査に従事いたしました。今後も引き続き広島県等との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年11月及び令和2年12月に係る例月現金出納検査に対する監査結果報告が、お手元に配付したとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番 酒永光志議員、8番 上本一男議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第4 同意第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。
明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和3年3月31日で任期満了となる柳川政憲さんの後任として、小宇根康典さんを江田島市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

小宇根さんは人格が高潔で、教育・学術・文化に関する高い識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしく願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することとありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。
よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第13号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、議案第13号 江田島市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第13号 江田島市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案についてでございます。

公職選挙法第172条の2の規定に基づく選挙公報の発行について必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第13号について説明いたします。

議案書5ページから6ページに条例案を、7ページに参考資料を添付しております。

参考資料により、条例の内容について説明をいたします。

議案書7ページの参考資料をごらんください。

1、制度の背景と趣旨でございます。

公職選挙法第172条の2の規定によりまして、市の議会の議員または市長の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙に立候補した候補者の政見、いわゆる立候補者が政治を行う上での意見や政策などを示すものでございますが、これを選挙人、いわゆる有権者に周知をすることで、投票に役立てていただくとするため、条例で定めるところにより、その情報を記載した公報を公費で発行できるというものです。

本市におきましても、選挙人が候補者の政見などを知る機会を拡充するため、選挙公報の発行に関する条例を整備するものでございます。

四角囲みの部分をごらんください。

公職選挙法では、市町村の議会の議員または市町村長の選挙において、条例で定める場合には選挙公報を発行することができる旨を規定しております。

2、選挙公報に掲載される内容でございます。

氏名、経歴、政見、写真などを掲載いたします。掲載文に記載してはならない事項として、

(1) 他人や他の政治団体などの名誉を傷つけるものを含め、3項目整理しております。

3、選挙公報の配布などの方法についてでございます。

(1) 選挙の期日の前日までに新聞折り込みにより配布し、(2) 期日前投票所及び投票所にも選挙公報を備え置きます。(3) として、市役所その他の公共施設にも選挙公報を据え置き、

(4) 市ホームページ上におきましても選挙公報の電子データを公表するなど、選挙人が選挙公報を容易に入手できることができるよう努めます。

議案書6ページをお願いします。

本条例につきましては、以上のことなどについて、第1条から第6条に規定をし、第7条には、選挙公報の発行に必要な事項は江田島市選挙管理委員会が別に定めることとし、委任をしております。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号

○議長(吉野伸康君) 日程第6、議案第14号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第14号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県に納付する事業費納付金の確定等に伴い、国民健康保険税の税率改正及び軽減判定所得基準の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) それでは、議案第14号について説明いたします。

このたびの改正は、令和3年度の国民健康保険税の税率改正を行うため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書9ページ、10ページに改正条文、11ページから13ページが新旧対照表、14ページと15ページに参考資料として説明資料を添付しております。

14ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず1、改正の趣旨について。

広島県に納付する事業費納付金の確定等に伴い、国民健康保険税の税率改正及び軽減判定所得基準の見直しを行うため、所要の改正を行う必要があるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容としまして、(1)税率の改正。資産割のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る税率をそれぞれ引き下げます。改正前、改正後の税率につきましては、こちらの表のとおりでございます。

次のページ、15ページをお願いします。

(2)軽減判定所得基準の見直しです。個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準を改正するものです。軽減判定所得の計算において、基礎控除額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、給与所得者等の数から1を減じた額に10万円を乗じて得た金額を加えます。具体的にはこちらの表のとおりでございます。

3、施行期日について。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものといたします。なお、国民健康保険税の税率改正につきましては、引き続き、市民、被保険者に対し、広報等を通じて丁寧な説明に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番(胡子雅信君) すみません、1点教えてもらいたいのがあるんですけども、説明資料で15ページに軽減の判定所得基準という、見直しというのがありますけども、ここにこのたび10万円という数字があるんですが、これは国が国民に支給した特別定額給付金の10万円というふうなのがありますけども、これが根拠にこの10万円なのか、何を根拠にこの10万円という数字なのか、ここだけ確認させてください。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) 今回のこの所得の計算につきましては、国保税の計算だけではなくてですね、所得税のほうの給与所得控除、それから基礎控除の額が10万円異動しました。それが適用がされたのが令和2年からです。今、所得税と申しましたけれども、あわせて市民税についても同じように10万円の控除の異動がなされました。それが市民税については翌年、去年の所得に対してことし付加されるということですから、令和3年から適用されるということになります。それにリンクしまして、国保税についても令和3年から所得税と同じように10万円の控除の異動がなされるということで、全て国税、地方税、そして国保税も含めた地方税に全部リンクして動くというものでございます。

以上です。

○議長(吉野伸康君) 胡子議員。

○13番(胡子雅信君) わかりました。そうすると、今、国が全国民に支給した特別定額給付金の10万円との関連性は全くないということによろしいですね。

○議長(吉野伸康君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 特別給付金とは関係なくですね、この税法は平成30年に既に法律なりあるいは市の条例も改正させていただいておりますので、給付金の10万円とは関係ないということになります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第15号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第15号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。

乳幼児等の入院に係る医療に要する費用の支給について、支給対象者の年齢を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第15号につきまして御説明をいたします。

議案書17ページに改正条文を、18ページから19ページに新旧対照表を、20ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、20ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない中、依然として厳しい経済状況にございます子育て世帯への支援を拡充することで、安心できる子育て環境を確保するために所要の規定を整備するものでございます。

2、改正の内容でございます。

入院にかかる医療に要する費用の支給の対象となります方の範囲を、現行の12歳、小学校6年生の年齢までとしているものを、改正案では、15歳、中学校3年生の年齢までに引き上げるものでございます。

3、予算措置でございます。

この後、上程予定でございます令和3年度当初予算案では、扶助費1億6,226万7,000円のうち、今回の拡充部分では100万円を計上しております。

4、施行期日は令和3年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） このたび入院にかかるものを15歳まで引上げになったということで、大変ありがたいことだろうと、このように思うわけですが、ただ、さらなる制度の拡充を希望するわけですが、これについては、また一般質問等で質問させていただきたいと思いますが、本日はこの参考資料として提出されております3番の予算措置の金額の提示のお願いでございます。扶助費が1億6,226万7,000円とあります。これはですね、重度心身障害者また乳幼児医療、ひとり親家庭、これらを含めた福祉医療費の総額をここに示されておるんだろうと思うんですが、やはり今の乳幼児医療等の支給条例の一部改正でございますので、乳幼児医療等に係るものの金額を提示をしていただきたい、このように思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 酒永議員さんがおっしゃられたとおりですね、今回の扶助費というのは3つの医療費助成につきましての合計であります扶助費でございます。予算の仕組み上、それをまとめた形で予算計上しておるものですので、こういうふうな掲載をさせていただいております。そのうち、乳幼児医療につきましてはですね、約2,900万円が乳幼児医療に係る費用になります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 私も先般、全員協議会の中でこの件について質問をさせていただきました。改正案では、入院のみ15歳までの延長ということになっております。通院はこれはちょっと前のまま、現行のままで含まれていないということでございました。そのときの質問がなぜなのかという質問をさせていただいたんですが、その際にはなかなか財源が厳しいというような

御回答を頂きました。確かに、非常に厳しい財源の中で市政全般を運営していくわけですから、簡単にふやすというわけには、行かないのかもわかりません。

そこで私は、近隣の市町の状況を調べてみました。このような形を取っている、入院が15歳まで、通院は12歳までという形を取っているところがこの近隣市町では広島、呉、竹原、東広島、坂町、海田町、こういったところが同様の形を取っております。江田島市もそれに並んだのかなというふうには思ったわけであります。それで私も納得はしたんですけども、今現在本市のおかれている立場というのが、人口減がなかなか止まらないうと。子育て世代がやはりふえていく、そして子育て世代に選んでもらえるまちを江田島市としていくためには、ここはもう一歩踏み込んでいくべきじゃないかと。こういったことをやっているところ、じゃ、あるのかなというところ、これもやはり調べてみたら、安芸高田市とかですね、安芸太田町は、これは同様の15歳まで通院も支援するという形を取っております。よく考えてみると、安芸高田市も安芸太田町も人口減が進んでいる町なんですね。江田島市もここなかなかその解決策が見いだせないということで、人口減少を改善することと、この乳幼児医療費の支援をしていくこと、これはある程度つなげて考えていくべきではと思うわけですが、これは今回は私も納得しております。確かに仕方ないなというふうに思いましたが、将来的に考えますと、その点についてどのような見解をお持ちか、伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 通院も中学生まで、それ以上ということでございます。

基本的に人口減少でありますとか少子高齢化の中で、安心して子供を育てる環境を整備するというのは、これはもう全体的な話でございますので、国や県の取り組む課題であるというふうに認識しておるところでございます。

市といたしましては、今までと同様にですね、国や県に対しましてそういった要望をずっとしておるわけですが、これからはそういった引き続き要望をしまいたいと考えております。

また、そうはいつでも市としてはどうなのかということでございます。本市の子供の数でありますとか、財政状況、こういったこともございますので、これは課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 恐らくですね、今の状況であるならば、今後またますます人口減が進んでいこうと。将来の若い人、子育て世代ですね、こういった方々の江田島市の人口比率の予測が出ておりますけども、かなり少なく、10年後にはかなり少なくなっていくと。財政のことを考えてみても、恐らく対象となる子供たちがですね、減っていくんで、これがどんどんふえていくというようなことはまずないだろうと。そうすると財政的にもある程度受け入れられるぐらいのものになるのかなというふうには思っておりますから、今後ですね、そういった人口減の抑制を図る議論をされる際には、この乳幼児医療も重要なファクターであるということで御議論をいただきたいと思っております。

お願いを申し上げて質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

胡子議員。

○13番(胡子雅信君) 今、岡野議員もそういった、今回私もそうです。今回はすごく1つ前進したということで、今の現状の中では納得しているんですけども、さらにやはり拡充していくべきだというふうな議論もこれからしていくために、全員協議会でも数字をお示しいただきましたが、通院も15歳というふうに引き上げた場合のいわゆる拡充した場合の金額、これを今後の議論のためにお示しいただければと思います。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) 中学校3年生まで拡充した場合でございます。入院・通院と合わせまして1,000万円がかかるというふうに試算をしております。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号

○議長(吉野伸康君) 日程第8、議案第16号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第16号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。

重度心身障害者医療費の支給について、支給対象者の見直しを行うため、現行条例の一部を改

正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第16号につきまして御説明をいたします。

議案書22ページから23ページに改正条文を、24ページから25ページに新旧対照表を、26ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、26ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

今回の改正は、精神障害者の方が地域で安心して暮らせるよう支援することを目的としております。そのため、精神障害者の方を重度心身障害者医療費の支給対象に加えることなどの所要の規定を整備するために現行条例を改正するものでございます。なお、これは広島県内が統一的に行うもので、県からの補助を受けることになっていることから、広島県におきましても、令和3年度予算成立後に福祉医療公費負担事業費補助金交付要綱の一部を改正する予定でございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 支給対象者の見直しでございます。

アといたしまして、精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療受給者証を所持している方を対象といたします。また、イといたしまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律の規定によります支援給付を受けている方を対象外とするものでございます。これは中国残留邦人等に関しましては、国の同様の制度がございますので、二重給付とならないよう対象外とするものでございます。

その下の対象者等一覧表には、内容を整理したものをお示ししております。

(2) その他といたしまして、医療費の給付に係る算定根拠を明確にするなどの所要の規定を整備いたします。

3、予算措置でございます。

この後、上程予定でございます令和3年度当初予算案におきまして、84万円を計上しております。

4、施行期日は令和3年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号～日程第12 議案第20号

○議長(吉野伸康君) この際、日程第9、議案第17号 江田島市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第12、議案第20号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてまでの4議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました、議案第17号から議案第20号までについてでございます。

基準省令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号で、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を、議案第18号で、江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第19号で、江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第20号で、江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例をそれぞれ一部改正することといたしております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第17号から議案第20号までの4議案について一括して御説明をいたします。

まず、1つ目の江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、議案書28ページから48ページに改正条文を、49ページから79ページに新旧対照表を、2つ目の江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、85ページから94ページに改正条文を、95ページから108ページに新旧対照表を添付しております。3つ目の江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、110ページから114ページに改正条文を、115ページから118ページに新旧対照表を、4つ目の江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案では、120ページから125ページに改正条文を、126ページから131ページに新旧対照表を添付しております。そして、この4つの条例案の参考資料を、戻りまして80ページから83ページに添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、80ページをお願いいたします。

1、概要でございます。

介護サービス事業の人員、設備、運営等に関する基準につきましては、国が定めた基準に沿って、条例で定めることとされております。このたび、その国の基準を定めております関係省令の一部が改正されたことに伴いまして、本市の条例の一部を改正するものでございます。

なお、関係省令と条例の関係につきましては、省令に従うべき基準と参酌すべき基準がございます。本市におきましては、市独自の基準を設けるほどの特殊性がないことから、全て関係省令の改正どおりとしております。

2、改正する条例、関係省令及び条例の適用を受ける市内の事業者等でございます。

改正する条例は4つあり、その条例に対する関係省令と適用を受ける市内事業者等につきましては表のとおりでございます。

次のページ、81ページをお願いいたします。

3、改正の内容でございます。

(1) 共通する主な改正項目といたしまして、区分ごとに内容を表にお示ししております。

1つ目といたしまして、感染症対策の強化で、介護サービス事業者の方に新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、指針の整備や研修の実施等を義務づけるものでございます。これは3年間は努力義務とする経過措置がございます。

2つ目といたしまして、業務継続に向けた取り組みの強化で、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供できる体制を構築する観点から、計画の策定や研修の実施等を義務づけるものでございます。これは同様に経過措置がございます。

3つ目といたしまして、会議や多職種連携におけるICTの活用で、運営会議など、各種会議等におきまして、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものでございます。

4つ目といたしまして、高齢者虐待防止の推進で、虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施をするとともに、これらを実施するための担当者を定めることを義務づけるものでございます。これは3年間の経過措置がございます。

次のページ、82ページをお願いいたします。

(2) 個別の主な改正項目でございます。

アといたしまして、地域密着型サービス基準条例及び地域密着型介護予防サービス基準条例で、主に2つを上げております。

1つ目は、認知症介護基礎研修の受講の義務づけで、介護にかかわる全ての方の認知症対応力を向上させるために、無資格者に対しまして、認知症介護基礎研修の義務づけを行うものでございます。3年間の経過措置がございます。

2つ目は、地域と連携した災害への対応の強化で、非常災害対策が義務づけられている介護サービス事業者を対象といたしまして、避難訓練等の実施に当たっては、地域住民の皆様の参加が得られるよう、連携に努めなければならないとするものでございます。

次に、イといたしまして、指定居宅介護支援等基準条例で、主に3つの改正点を上げております。

1つ目は、質の高いケアマネジメントの推進で、ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点から、事業者の方はサービスの利用者の方に対しまして、ケアプランにおける訪問介護等サービスごとの割合や、サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を説明することとなっております。

2つ目は、管理者要件で、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員としておりますが、やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員とすることを可能とするものでございます。

また、3つ目といたしまして、その管理者要件の適用の猶予で、来月末令和3年3月31日時点におきまして、主任介護支援専門員ではない方が管理者となっております居宅介護支援事業所につきましては、当該管理者が管理者である限り、主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものでございます。

次のページ、83ページをお願いいたします。

(3) その他の改正項目でございます。

その他、自立支援、重度化防止の取り組みなど、各省令で定められた基準に従いまして、所要の改定を行っております。

4、施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本4議案に対する一括質疑を行います。質疑のある方は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本4議案は委員会付託を省略いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第17号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。11時20分まで休憩します。

(休憩 11時04分)

(再開 11時20分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第21号

○議長(吉野伸康君) 日程第13、議案第21号 江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第21号 江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

竹炭工房おおがきを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) それでは、議案第21号について説明をいたします。

議案書の133ページに条文を、参考資料といたしまして134ページに新旧対照表を添付しております。

それでは、議案書の134ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。134ページをごらんください。

竹炭工房おおがきの廃止に伴い、江田島市産品開発加工センター設置及び管理条例の一部を新旧対照表のとおり改正いたします。対照表の右側、現行条文第1条の下線部、大柿産品加工センター及び竹炭工房おおがきを、表の左側、及び大柿産品加工センターに改め、対照表の右側、第2条の表の下線部、竹炭工房おおがきの項を削ります。

また、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番(胡子雅信君) このたび、竹炭工房おおがき、もともとの目的の部分がもう既に目

的の趣旨にちょっとずれてきたというのもあると思いますし、また歳出カットという意味では、年額243万4,000円をカットするということになると思うんですけども、今回廃止を前提として民間事業者への譲渡も含めて3月上旬まで検討するという事なんですけども、いつまでの期限で民間へやる人いませんかというふうなところを動かされるのか、要は完全に廃止して解体するところの決断ですよね。それがいつなのかということと、施設解体するとしたら来年度になると思うんですけども、大体いつ頃をめどに解体をして更地として原状回復してですね、土地所有者にお返しするのか、このことについて教えてください。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 現在のところ解体は考えておりません。それで、期限は定めておりませんが、次やってくる民間事業者の方を模索中でございます。地権者の方ともそういうお話をしておりますので、時間がかかるかもわかりませんが、できれば事業者、次の事業者を探したいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） そうしましたら、今、借地1,000平米だと思うんですけども、年間39万6,000円ということですけど、これは来年度も市がお支払いするという事でよろしいんですか。ではなくてごめんなさい、建物を置いたまま土地だけ返すという理解でよろしいですか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 借地についてはですね、来年度払うようにはなっていないんですけども、その後、次の事業者の方が土地の購入も含めて考えてくださるのであれば、その方向で考えたいというふうに地権者のほうとも話しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。仮にですね、そういった民間の方が改めてその施設を今後やっていくよっていうふうに決まらなければ、最終的には施設の解体は市が行うということになるんですかね。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） はっきりは決めてないんですけども、そういう方向になるのではないかなとは思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

山本一也議員。

○17番（山本一也君） この商品加工センター廃止については、とやかくはないわけですが、このもとなることですね、この加工センターつくる条件として、いわば放置林化された場所を少しでも減らすという形で始まった事業ですけど、今後対策は放置林化されたものを今後どのように維持していくのか、計画はあるのかなのか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 里山の保全ということにつきましては、国の森林環境譲与税であ

りますとか、ひろしまの森づくり事業交付金でありますとか、あるいは緑の募金とか、そういったことですね、山を保全していくということを今もやっていることなんですけれども、また今、山になっているんですけれども、もともとは耕作地であったということであれば、耕作放棄地の解消ということで、農地を集積して流動化していくという取り組みもあると思います。先ほど申しましたひろしまの森づくり交付金によってですね、平成30年ですかね、竹チップパーという優れた機械でですね、竹を粉碎してパウダー状にする機械も買ってあります。それを肥料にして活用していただくというようなこともぼちぼちであるんですけれどもやっておりますので、イノシシ、有害鳥獣捕獲のことでありますとか、今言った里山、森林整備でありますとか耕作放棄地の解消とかそういったことをつなげながらですね、里山を守っていききたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本一也議員。

○17番（山本一也君） なるべく早くできるように、要は今、この島にある竹やぶはほとんど畑だったんですよ。そうして今、江田島市は1次産業から6次産業までという経営を目指しておるわけで、やはり1次産業が廃ると、6次産業までは発展しないので、なるべく元の本当に働きやすい環境にしていくのが私は地方自治の力じゃないか思いますんで、早いこと計画を練り直していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） ありがとうございます。そうはいいまして、竹林も民地であったりしますので、地権者の方との交渉でありますとか、お話でありますとか、その後の活用をどうするのかといったこともございますので、時間はかかるかもわかりませんが、じっくりとそういった部分で取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 2 2 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 4、議案第 2 2 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 2 2 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

水産業振興施設の廃止及び位置の変更を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。

○産業部長(泊野秀三君) それでは、議案第 2 2 号について説明をいたします。

議案書の 1 3 6 ページに条文を、参考資料といたしまして 1 3 7 ページに新旧対照表を添付しております。

1 3 7 ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。1 3 7 ページをごらんください。

農林水産課では、水産業振興施設の適正な管理のため、現場と台帳、そして条例の確認作業をいたしました。そうしましたところ、現場と台帳、条例の間にそごがございましたので、江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を新旧対照表のとおり改正いたします。

対照表の右側、現行別表第 1、小用漁船係留施設(第 1 号)の項中、下線部、小用 1 丁目 8 5 7 8 番地の 2 7 地先を、表の左側、小用 3 丁目 8 5 9 9 番地の 2 4 地先に改め、同じく対照表右側、別表第 1、下線部、三高東漁業用作業保管施設(第 1 号)の項を削り、同じく対照表の右側、別表第 1、大原漁船係留施設(第 1 号)の項中、下線部、大原 6 1 7 4 番地の 6 4 地先を大原 3 7 番地 1 6 地先に改め、同じく大原漁船係留施設(第 2 号)の項中、下線部、大原 6 1 7 4 番地 4 2 に接する道路地先を大原 3 7 番地 1 6 地先に改めます。同じく対照表の右側、別表第 2 の下線部、共同作業場、漁業用作業保管施設、養殖施設から養殖施設を削ります。

また、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号

○議長(吉野伸康君) 日程第15、議案第23号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第23号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

市の管理港湾・漁港における放置艇解消の取り組みを行うに当たり、使用及び占用の許可に係る規定を整備するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) それでは、議案第23号によりまして御説明いたします。

議案書139ページから141ページまで改正条文を、142ページから144ページまでを新旧対照表、145ページでは、参考資料を添付しております。

参考資料にて説明いたしますので、145ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨といたしまして、このたびの条例改正は、広島県が進める放置艇対策を、本市が管理する港湾施設及び漁港施設においても進めていくため、本市の関係条例について所要の規定の整備を行うものでございます。また、あわせて、江田島市漁港管理条例について、国が定めた模範漁港管理規程例の改正に伴い、占用期間を改正いたします。

2、改正の背景及び理由についてです。

(1) 広島県は全国最多の放置艇を抱えているのに加え、放置艇は災害被害の助長等、様々な問題を引き起こすおそれが指摘されております。県では平成30年3月に基本方針を策定し、新たに指定する係留可能場所へ係留許可を与える条例改正を行ったところでございます。秩序ある保管状態にするため、本市が管理する港湾施設及び漁港施設においても県と同様の取り組みを進めていくものでございます。

(2) 国が定める模範漁港管理規程例の改正が行われ、これにあわせて本市条例も改正いたします。

3、主な改正内容についてです。

記載のとおり、プレジャーボートの係留保管に係る使用料及び使用期間について、港湾施設等設置及び管理条例及び漁港管理条例ともに、1隻の船舶ごとに船舶の長さ1メートルにつき、1月当たり300円を定めます。また、漁港管理条例では、その期間を最長5年とするとともに、漁港施設の占有期間については最長10年といたします。プレジャーボートの使用料は、広島県と同様に令和5年度から徴収するよう経過措置を設けます。

この条例の施行期日ですが、令和3年4月1日とします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） 今回のですね、改正条例案で、いわゆる遊漁船がですね、使用料、利用料といいますか、それがひと月当たり1メートルについて300円というような料金徴収されるようになります。大体船の長さというのはですね、遊漁船大体10メートルぐらいのもんですね。そうしますと、10メートルで月3,000円、年額にしたらですね、3万6,000円。今まで勝手といいますか、いわゆる黙認状態ではありますけれども、無料で停泊できておったのがですね、年間3万6,000円という高額な料金が必要になってくるということで、猶予期間は令和5年まで、令和4年度末まで猶予期間があると聞いておりますけれども、その間にですね、そういう遊漁船の所有者の方等にですね、説明をする場が必要だと思っております。これについてはどのように、またどのように周知をさせていくかというところをお聞かせください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） はい、議員御指摘のとおりでございます。現在はですね、本市といたしまして、放置艇の実態を調査しております。この実態を明らかにした後に、まずは漁協のほうにですね、利用状況等を確認いたしまして、そういった中で実際のプレジャーボートの御利用されている方、こういったものもわかってきますので、連携してですね、そういった対応をしていきたいと。実際に今後そうした利用料をもらっていくに当たりますと、小型船舶用泊地の指定、この許可を取っていただくと、そういうことも出てまいりますので、これは利用者のほうから基本的には申請をしてもらおうようになるんですけども、そういった十分に理解、周知をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） ぜひですね、そういう周知については徹底してやっていただくようにということをお願いをします。

それと、基本的に今、遊漁船が泊めておる棧橋、簡易棧橋ですよね、それらについては公が設置したものもありますし、また遊漁船利用者で設置されたものがあります。それらの今後の管理と申しますか、それについてどのようにされるのか、わかっている範囲でお願いをいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） そういったですね、課題、状況というのも把握しております。これは先行してですね、現在広島県のほうが先に県管理港湾のそういった指定等進めておりまして、こういった取り組み状況も参考にしながらですね、適正なやり方をこちらも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 利用料を徴収するということになってきますとですね、それなりにそういう施設の整備というのは行政に課せられてくると思うんですよね。そこらあたりをですね、十分検討されてですね、取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（吉野伸康君） いいですか、答弁。

○7番（酒永光志君） はい。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第24号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一

部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました議案第24号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島大原プールを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君）　教育次長。

○教育次長（小栗 賢君）　ただいま上程されました議案第24号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書147ページに改正条文を、148ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由でございますが、本市では、平成26年12月に江田島市公共施設のあり方に関する基本方針を策定し、この基本方針に基づいて再編整備に取り組んでいるところでございます。教育委員会所管である生涯学習施設の再編整備を進める中で、平成30年度に廃止した高田プールに続き、利用者数の減少や施設の老朽化等を鑑みて、令和3年3月31日をもって江田島大原プールを廃止するというものでございます。なお、廃止に関しては、地元自治会や育成会などと協議をし、同意を得ております。また、利用者の負担を緩和するための措置としましては、代替施設である江田島小学校プールまで送迎バスを運行する予定としております。

それでは、議案書148ページの参考資料をごらんください。

現行第2条及び別表第1の表から江田島大原プールの項を削るというものでございます。

147ページにお戻りください。

附則としましては、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君）　この大原プールは、プール含めて一帯が公園用地として財務局から無償貸し付けを受けておる土地と認識しておりますが、それで、来年大原プールを解体してその後はどのように考えられておるのか、そこらあたりの利用計画をお聞きしたいと思います。

○議長（吉野伸康君）　廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君）　児童公園のことでございますので、土木建築部より御説明いたします。

議員御発言のとおり、土地所有者はですね、財務局でありまして、そちらと契約を、その敷地全体でですね、公園として契約をしております。今後もその跡地も含めてですね、公園として管

理していきたいというふうに考えております。現在、地元自治会においてですね、そういった管理、清掃等の管理をお願いしておるんですけども、市といたしましても、今後も引き続きそういった自治会の方の協力を得ながら適正に管理していきたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） あのね、この公園はね、あんまり使われてないんよね。ほとんど言うていいと思うんですよ。人よりね、イノシシが利用しよるんですよ。掘ってね。こういうようなところですからね、もう少しね、利用計画をね考えられたらどうかというのは私の思いです。あと、また出てきますが、秋月小学校のオーシャンポイントが工場誘致しますがね、私はここの土地がね、工場誘致としたら最適じゃないんかないいうふうに今、感じておったわけですよ。そこらはオーシャンポイントさんと話をされたのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○議長（吉野伸康君） ちょっと質問が違うような気がするんですが、どうですか。

あと、質問ないですか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 要はね、私が言うのはね、この公園はあんまり使われてないから、他の利用計画も考えるべきじゃないんかということなんです。以前ね、合併する前に町の時代に計画したことがあるんですよ。ぜひね、こんな1万平米以上ある土地だから、プールを解体してどういうふうにするんか知らんけどね、そこらを含めて今後考えてほしいという要望です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） そうした公園っていうのがですね、江田島市もかなり箇所、実際に管理保有しております。市としてはですね、平成30年に江田島市の公園等管理活用計画、こういったものをつくっております、各地区で1地区1公園ということで、今後の統廃合、選択と集中を図っていきたいというふうに考えております。この地区におきましても、そういったことも念頭にですね、今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 25 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 17、議案第 25 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 25 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

大須浄化センターの廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 木下企業局長。

○企業局長(木下 隆君) それでは、議案第 25 号について御説明いたします。

このたびの改正は、経営改善に向けた経費縮減の取り組みとして、下水道処理区域の統廃合のために、大須から切串に連結する流入管接続工事が今年度完成するため、大須浄化センターの廃止等に伴う現行条例の一部を改正するものです。

議案書 150 ページから 151 ページに改正条文、152 ページから 154 ページに新旧対照表、155 ページに参考資料を添付しております。

条例の改正内容について、参考資料により御説明いたしますので、155 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨といたしましては、大須浄化センターの廃止に伴い、大須浄化センターの機能を切串浄化センターへ統合することとなりました。このことに伴いまして、関係条例において所要の規定の整備を行うものです。

2、改正の内容につきましては、まず、(1) 本則による改正として、大須浄化センターの廃止に伴いまして、江田島市公営企業の設置等に関する条例、別表の大須処理区域を切串処理区域へ統合するものです。次に、(2) 附則による関係条例の廃止または一部改正として、江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴いまして、附則により関係条例の廃止または一部改正を行うものです。

中ほどの表をごらんください。

左側に改正する条例名、右側に内容を記載し、6つの関係条例を表記しております。まず、上から1つ目として、江田島市農業集落排水事業(大須地区)受益者分担金に関する条例を廃止します。2つ目として、江田島市農業集落排水処理施設条例の一部改正として、大須浄化センターに係る規定を削除します。次に、3つ目から5つ目の江田島市公共下水道事業受益者分担金に係る条例、江田島市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例、江田島市江田島町公共下水道事

業受益者分担金に関する条例の3条例につきまして、江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部改正にあわせまして、同条例を引用する規定を整理するものです。また、これにあわせまして現行規定の不備を解消するものです。

最後に、6つ目の江田島市公共下水道等区域外流入分担金に関する条例の一部改正として、大須浄化センターの処理区域に係る規定を削除するものです。

3、条例の施行期日につきましては、令和3年4月1日とします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、教えていただきたいことがあります。

このたび、大須浄化センターとですね、切串浄化センターに統合するというございますけども、こちらにおいて統合には何らかのメリットがないということもありますけども、これコスト削減は年間、統合することによって年額幾らコストが削減できるのか。

そしてまた、廃止された後もですね、建物はそのままの状態で置いとくのか、もしくはバックアップ機能として持っておくのか、ちょっとそこら辺の部分は見えないので、どうなのか。そしてまた廃止した後、建物を残したままにしていくなかで年間のですね、維持管理コストが幾らなのか、このことについて教えてください。

○議長（吉野伸康君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） まず1つ目のコスト削減効果につきましては、大須浄化センターの維持管理費が年間約450万円かかっておりました。その額が一応1年間におけるコスト削減ということになります。それから、更新費用が今度は要らなくなりますので、約2億円の削減ということになります。それから、建物の跡利用ということで、今回これで廃止して来年度中身を移動、撤去するんですけど、その後大須地区の消防屯所として消防のほうに引き継いでいただく予定としております。それに関する維持管理費としてはちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで皆さんにお諮りします。

このまま、あと3案あるんですが、このまま続けてやってよろしいでしょうか。どうでしょう。それとも休憩取りましようか。どうですか皆さん。

(「休憩を取ったほうがいい」の声あり)

それでは、この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 12時03分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 議案第26号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第26号 市有財産の処分についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第26号 市有財産の処分についてでございます。

旧秋月小学校跡地等を処分することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。

○企画部長(奥田修三君) 議案第26号 市有財産の処分について、御説明いたします。

議案書の156ページをお願いします。

まず、1の財産の内容です。

財産の種類は土地、旧秋月小学校跡地ほかになります。地番は、江田島市江田島町秋月二丁目5100番22ほか5筆になります。地積は1万1,178.63平方メートル、地目は宅地、雑種地及び畑となっております。

2の売却価格は2,071万円。

3の売却の相手方は福山市松永町六丁目2番25号、オーシャンポイント株式会社、代表取締役 川崎洋次郎となっております。

なお、参考資料として157ページに売却範囲を示した図と、158ページに地方自治法及び

江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の関係部分を抜粋したものを添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、1点質問なんですけども、このたび処分することによって、工場ができて、将来的には65人の雇用が生まれるということは、すごくいい事案かなというふうに思います。

1点の質問というのは、これ校舎、最終的に解体するんですけども、校舎は新耐震の建物ということであると思うんですけど、この校舎の資産価値というのは幾らなのか、この点お教えいただければと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 秋月小学校跡地に係る土地及び建物については、不動産鑑定を実施しております。その鑑定の評価で、平成30年度の評価になりますが、校舎は916万円となっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野敦正君） 売却価格の2,071万円の算定基礎、これを伺いたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 先ほど胡子議員の質問にありましており、不動産鑑定をまず実施しております。平成30年度に実施した不動産価格をベースに、平成31年度に時点修正を実施しました。また、さらに今回売却します令和2年度には、地価下落率を加味した上で、更地の基礎売却額を決定しております。その更地価格から校舎にかかる解体費用を引いたというような計算において2,071万円と算出しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 27 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 19、議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本市の 109 施設について、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 議案第 27 号について説明をいたします。

本議案は、本年 3 月 31 日に指定期間が満了いたします 109 施設について、指定管理者を指定したいので提案するものでございます。

それでは、今回指定したい公の施設の名称、指定管理者、指定の期間について御説明をいたします。

議案書 160 ページをお開きください。

別紙といたしまして、施設の名称、指定管理者、指定期間を表に取りまとめております。公の施設の名称、1 番、江田島市シルバーワークプラザ、指定管理者は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以下、議案書 164 ページまで全ての施設とも、指定期間は同じく 5 年間となっておりますので、これよりは指定管理者のみ御説明をいたします。

2 番、江田島市交流促進センター、指定管理者は余防生産振興組合、これからは水産業振興施設でございます。3 の 1 番の 9 施設につきましては、東江漁業協同組合、3 の 2 番の 4 施設は切串漁業協同組合、3 の 3 番の 9 施設は、江田島漁業協同組合。

次に、161 ページをお願いします。3 の 4 番の 28 施設は鹿川漁業協同組合。

次に、162 ページをお願いいたします。3 の 5 番の 8 施設は内能美漁業協同組合、3 の 6 番の畑漁港漁船保全施設は沖漁業協同組合、3 の 7 番の 17 施設は、三高漁業協同組合。

163 ページをお開きください。3 の 8 番の 5 施設は、美能漁業協同組合、3 の 9 番の 5 施設

は深江漁業協同組合、3の10番の10施設は大原漁業協同組合、3の11番の8施設は大柿町漁業協同組合。

164ページをお願いします。4番、江田島市ふるさと交流館は江田島市観光協会、次の5番、入鹿海浜環境活用施設（水産交流施設）と6番、入鹿多目的公園（水産交流施設）につきましては、沖漁業協同組合、以上が指定管理者となっております。なお、次の165ページから199ページにかけて、参考資料、指定管理者の選定資料としまして、ただいま御説明いたしました109施設ごとの公の施設の概要、指定団体（候補者）の概要、指定管理者の業務の範囲、指定の期間、選定の理由、指定団体候補者の事業計画及び収支計画についての意見及び指定管理料を記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 何点か質問させてください。

このたび新たに109施設ということなんですけども、令和2年9月に指定管理者のモニタリングマニュアルというものを策定されております。こちら、今回109施設のうち、モニタリング実施の予定のですね、対象施設数は何箇所かというところですね。

それとあとは、江田島市シルバーワークプラザなんですけども、これは旧江田島町時代に、社団法人江田島シルバー人材センターの要望で建設したと私は認識しております。現在、この施設は他団体や市民も会議室が利用できるということになっておりますが、実際指定管理された過去にですね、中で利用されている人がいるのかどうかということですね。できましたら、私、今回はこれ、指定管理でいいとは思うんですけども、この施設がもう既にシルバー人材センターのみで使用されている場合ですね、今後は言ってみれば、江田島市のですね施設のスリム化ということも含めれば、無償譲渡ということも検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。この点についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

それと、このたび施設でいくと3の8なんですけども、美能漁協さんが指定管理される予定の三高西漁協保全施設というのがあります。これ、前回までは三高漁協が指定管理者として指定されておると思うんですけど、このたび美能のほうに移ったという何らかの理由があるので、そのように指定管理者を変更するということだと思うんですけども、このことについて教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員お尋ねの指定管理施設のモニタリングについて、私のほうからお答えいたします。そのほか、個別の施設については所管の部門から御回答させていただければと思います。

指定管理施設については、指定管理者のモニタリングをするためのマニュアルを作成しまして、令和元年度の公の施設の指定管理者モニタリング評価を実施をしたところでございます。不特定多数の方が御利用になる施設を中心としまして、江田島市シルバーワークプラザ、江田島市交流促進センターなど、全部で7つの施設について、試行としてモニタリングを行ったところでございます。今回、指定させていただいている施設の中で、モニタリング評価を行った施設は、1番

の江田島市シルバーワークプラザと2番の江田島市交流促進センター、それと江田島市ふるさと交流館、この3施設をモニタリング評価の試行をさせていただきました。なお、このモニタリング評価の結果につきましては、今年度あと1か月しかないんですけれども、できましたら今年度中に公表させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） シルバーワークプラザについてでございます。

会議室等の利用につきましては、実績的にはございません。実績にはないんですけれども、先ほど話がありました、スリム化のために無償譲渡という話でございますけれども、国から等です。補助金を活用しての建設だというふうに記憶しておりますので、そういった償還のところができていなければですね、無償譲渡をすればそこにまた補助金の返還等も絡んでくると思われまますので、それについては慎重に検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 今のすみません、美能漁協の三高西漁船保全施設につきましては、ちょっと今、資料持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます、すみません。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） すみません、今のモニタリング実施状況はわかりました。今回新たに、改めて指定管理を109施設ということで、今回議決された後にこの109施設のモニタリングの実施というのも今、おっしゃられた施設を引き続きという、ふえるものはないということによろしいのかどうかということですね。あとはシルバーワークプラザの件なんですけど、補助金の問題もあるんでしょうけども、もうここはシルバーさん以外に使っている人いないということもありますよね。そういった意味では、これ、私、文書質問等で売却もどうかという話もしたところ、財政的に厳しいという話があったので、それでは、これから維持管理にもどれだけかかるかわからない状況の中で、財政的に江田島市もスリム化していかなくちゃいけない部分はスリム化していきましょうということで確認させていただきました。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 失礼しました。モニタリングの重要性については、従来から御指摘いただいておりますので、私どもとしましても公の施設を適切に管理運営していただくためには、モニタリング大変重要なものだというふうに考えておりますので、令和元年度において試行させていただきました7施設に加えて、今後は今回109施設を指定管理させていただきましたが、そういったものについてもモニタリングしっかりできないかということについては検討して、できる限り早い時期に全ての施設でモニタリングができるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号

○議長(吉野伸康君) 日程第20、議案第28号 市道の路線廃止についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第28号 市道の路線廃止についてでございます。

秋月5号線及び中町86号線の路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 廣中土木建築部長。

○土木建築部長(廣中伸孝君) それでは、議案第28号につきまして説明いたします。

議案書201ページから203ページに参考資料を添付しております。

参考資料にて説明いたしますので、201ページをお願いいたします。

1、趣旨ですけれども、このたびの市道廃止は、一般交通の用に供する必要がなくなった2路線を廃止するものです。

2、廃止路線及び廃止理由ですけれども、(1)秋月5号線ですが、当該路線は、秋月消防屯所へのアクセスを目的として認定された市道ですけれども、屯所敷地等の売却によりまして、その用途を喪失したことにより廃止いたします。次に、(2)中町86号線ですけれども、当該路線は、新ホテル建設に伴う民有地買収等によりまして、沿道の地権者がいなくなりまして、その用途を喪失したことにより廃止いたします。

3、廃止の内容です。

秋月5号線は、起終点は記載のとおりで、延長21.02メートル、幅員は4.5から9.0メートルです。次に、中町86号線の起終点は記載のとおりで、延長39.03メートル、幅員は3.1から4.0メートルです。

なお、202ページでは秋月5号線の写真、地図等を、203ページでは中町86号線の写真等を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 市道の廃止ということで、2路線出ているわけですが、まず秋月5号線のこの道は売却するんですか、そのまま道路として使うのか。中町86号線も同じく、道路としてそのまま置いとくのか、廃止するのか、取りかえるのか。ただ単に市道を廃止するのか。そこらあたりを具体的に教えてほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、秋月5号線につきましては、これは消防屯所もそうなんですけども、市道を廃止いたしまして、民間の企業のほうに売却いたします。

中町86号線につきましては、これは新ホテル等の建設によりまして、その区域も含めて駐車場のそういった整備地区になっておりまして、駐車場の一部となります。進入路がですね、横につくことになっておるんですけども、これは進入路として管理するという事なので、市道については廃止ということでございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） それで、この2路線を廃止することによって、市道の認定しておれば交付税対象になるかと思うんですよね。交付税、国の交付税は減額になるんか、変わらないのか、減額になるのであればどれぐらい減額するのか、ここらを教えてほしいんですが。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 交付税につきましては、道路はですね、大きく延長によるものと面積によるものがございまして、その市域内のトータルでそういったものに補正率がかなり入っていてそれぞれ出していくんですけども、今回、延長的には秋月5号線では21メートルと、中町86号線では39メートル、面積も秋月のほうは100平米、中町のほうも135平米ということでかなり小さい、そういった面積となります。母数がかなり大きいものですから、この算定表があるんですけども、千の位より未満はそういった四捨五入になるということですので、最終的結論から申しますと、金額は試算した結果変わらないと。要するに減少しないという結論となっております。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 交付税変わらないということでわかりました。

それで、中町86号線ですね、これは駐車場へ入るのにいうことですが、いわゆる路線認定してないいうことは法定外の道路いう形になるかと思うんですよね、我々市民が工事をする場合には、地元施工いう形になりますよ。これはそれじゃ、地元施工で取りかえるという認識でよ

ろしいんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 今回、そういったホテルのほうに入る道ですよね、それは進入路ということであくまでも駐車場用地、駐車場に入る進入路として整備していきますので、駐車場の施設だということなので、法定外の道路ではないというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） まずですね、私はこの議案の出し方について疑義感じております。というのがですね、1つの議案でそれぞれ違う市道の2件をですね、一括で議決すること自体、これは私はふさわしくないと。それぞれの路線で1つの議案として上げるべきだろうと、このように思いますが、まずその点についてお答えをお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） そこにつきましてはちょっと私もわからないところはあるんですけども、今後中でよく議論して、しかるべき方法でやっていきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） なぜそういうことを言うかといいますとですね、やはりある程度公平性を保った議決をしていかにやいけんということがあるんですよね。そのときに、例えば、この2路線のうち、1つの路線は賛成だ、1つの路線は反対だということになりますと、我々はどのように。手の挙げようがないんですよ。そこらはまず絶対的に改善すべき事柄だろうと思っております。私、これ議会運営委員会の委員でもありますので、ちょっと今自分自身も反省、そのときになぜ言わなかったかいうのを反省しとるんですけどね、ぜひそういうように別々の議案としていただきたいと思っております。

それと、市道の中町86号線、これの廃止については、私はもう絶対反対です。なぜかといいますとですね、ここの路線はですね、結局今のこの市道を、現状の市道を入れていってですね、ずっと行ってこの山側を回ってですね、能美の海上ロッジの入り口、それに向いてつながってるんですね。避難路としてですね、ここを残すべきだろうと私、思います。というのが、30年の災害で能美進入路のところへ大きな山崩れが起きたじゃないですか。そのときに、この路線をぐるっと回ってですね、通行をしておったんですよ。現状、今、復旧はしておりますけれども、まだまだこれからそういうことが予測される地盤のところなんですよ。もしこれが廃止になると、今後、今の避難路的なものができなくなるおそれがあります。そのような、そうする前にですね、私はまだこの市道中町86号線をですね、延長して、今の旧ロッジへの進入路というか、そこへ向いてつないでですね、また市道の路線を延長すべきだろうと思うんですよ。これについてはどう思われますか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員御指摘のとおり、ホテルの進入路に近接してですね、山1つ隔てたところに中町37号線という市道がございます。いずれも県道から入ってぐるっと回ることもできます。ここについては我々もですね、検討はいたしました。実際に現在の中町86号線を廃止するに至った理由といたしまして、県道から駐車場の中をですね、通って、中町37号線に行くということになりますと、そうした一般の交通の車両と駐車場の中で、駐車車の出入りを

するそういった車両とか混住するような格好になるということなので、安全上やっぱり問題が大きいということで、市道として認定するのはどうかというふうに考えました。

それと、議員御指摘の災害の避難路ということですが、これにつきましては、ホテル側もあそこを封鎖して中町37号線に行かさないとかそういったことはなくて、むしろその道は確保するというふうに聞いておりますので、市道ではございませんけども、避難路としての行き来はできると。実際に供用後も行き来はできます。ただ、市道ではないということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 私的にはちょっと納得ができかねるんですよ。まず今のホテル駐車場の安全を図るのが先か、市民の安全安心を図るのが先かということなんですよ、僕が考えるのはですね。まずは当然優先的にですね、市民の安全を考えるべきだろうと思います。今のホテルの駐車場の部分についてはですね、そこでもし競合するのであれば、競合しないようですね、フェンスを設置するなり、今の駐車場と市道の区別を図れば良いと思うんですよ。それによって駐車スペースが、何台それは削減されるのかはわかりませんが、新ホテルの部屋数から考えるとですね、それほど影響するものじゃないと私は思うんですよ。もう入り口のほうも皆、駐車場になるわけですから、ですからその路線、市道についてはですね、私は廃止するより延ばして、今の旧ロジの進入路ですか、それに向いてつなげるのが市民のためだろうと、私はもうこのように思います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 実際にですね、走ったときにそういった、これは市道だからとかですね、そういった駐車場の道路とかいうことは区別はございません。実際に市民の方は通っていくことができます。ただ、それを市道として管理していくにはやはりちょっと課題が大きいということで考えました。なので、市道として通ろうとすると、それなりにやっぱり走行性とかですね、線形とかやっぱり考えないといけないので、ちょっと速度はゆっくりになりますけども、そういった安全に通ることはできるということなので、ちょっと御理解をいただきたいというふうに考えています。

○7番（酒永光志君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（吉野伸康君） 休憩。

（休憩 13時35分）

（再開 13時40分）

○議長（吉野伸康君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） よろしいですか。

○議長（吉野伸康君） はい、どうぞ。

○7番（酒永光志君） 失礼いたします。7番議員、酒永光志は、議案第28号 市道の路線廃止について、反対の立場で討論をしたいと思っております。

まず、1つの議案に対して2つの違う路線、関連のない2つの路線がですね、1つの議案として私は提案をされておるところ、これについて1つ疑義がございます。

もう一つは、中町86号線につきましては、基本的に市道として残しておくべきだろうと思っております。またその上にこの路線を延長して、旧ロッジ進入路へつなげる必要があると私は思います。それによって地域住民の安心安全が図られるというところ。また、自由にですね、今のロッジとか、利根の博物館であるとか、長瀬海岸であるとか、そういうところの出入りも自由にできると思っております。これが一旦、ホテルの駐車場用地になればですね、それは少なからずやっぱり市民に対してやっぱり今の制約がかかってくると思っております。ですから、私はこの市道中町86号線については廃止については反対をいたします。

終わります。

○議長（吉野伸康君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は、御苦勞さまでした。

（散会 13時44分）